

# 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成27年2月1日

弘南鉄道株式会社

## 目 次

第1章 総則	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
第4章 その他	4

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、弘南鉄道株式会社（以下会社という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2 また、この計画の具体的な取り扱い等については、弘南鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策に関する業務計画細則（以下「細則」という。）に定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（以下「県行動計画」という。）及び本業務計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、お客様の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### (被害の想定)

第3条 政府行動計画及び県行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次のとおりであり、本業務計画においてもこの想定を準用する。

#### 政府行動計画及び県行動計画における被害想定

- (1) 県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家族での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(用語の定義)

第4条 この計画及び細則において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により青森県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された時から、特措法第25条の規定により県対策本部が廃止されるまでの間において、県民の生命及び健康を保護するとともに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律に基づき実施する措置をいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第5条 社長は、青森県知事を本部長とする県対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、弘南鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置することができる。

(対策本部長等)

第6条 対策本部長は、取締役社長とし、対策本部副本部長は取締役専務とする。

(構成)

第7条 対策本部の構成は、別表第1のとおりとする。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、総務部総務課、経理課、業務部技術課、営業課で構成する。

(対策本部長等の任務)

第9条 対策本部長、対策本部副本部長、及びその他対策本部の構成員（以下、「本部長」という。）の任務は次のとおりとする。

(1) 対策本部長は対策本部を総括する。

(2) 対策本部副本部長は、対策本部長を補佐する。なお、対策本部長に事故があるときは、対策本部長の任務を代行する。

(3) 本部長は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第10条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する可能性のある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関等から情報を入手する体制を整備し、発生時には、その情報を早急に社員及びその家族に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

第11条 対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する。

2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部設置を継続する必要がないと判断したときは、対策本部を解散する。

(関係機関との連携)

第12条 会社は、平素から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容等)

第13条 会社は、第3条の被害想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた鉄道運行計画によってお客様の運送を適切に実施する。

(社員の確保調整)

第14条 会社は、第3条の被害想定を踏まえ、鉄道運行計画に基づく社員の確保調整を行うことにより新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の実施)

第15条 会社は、社員の感染対策として、職場におけるマスクの着用、咳エチケットの徹底等の対策を講じるとともに、必要に応じ、感染拡大防止のための措置を検討する。

2 会社は、お客様の感染対策として、ポスター類の掲示、車内放送等により、マスクの着用、咳エチケットの励行等の協力を呼びかけるものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第16条 会社は、平素から新型インフルエンザ等に関する正しい知識を習得し、社員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練に参加するように努めるものとする。

(物資及び資材等の備蓄等)

第17条 会社は、的確な新型インフルエンザ等対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄等を行う。

(計画の見直し)

第18条 会社は、適宜適切に本業務計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

本業務計画は、平成27年2月1日から施行する。

別表第1 (第7条)

対策本部の構成

対策本部長	取締役社長	
対策本部副本部長	取締役専務	
対策本部の構成	・情報収集班	総務部・業務部
	・お客様対応班	業務部営業課
	・広報・連絡班	総務部総務課・経理課
	・社員確保調整班	業務部技術課・営業課